タイロシンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間又は食用に供するために搾乳する前96時間
	豚	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
メシル酸ダノフロキサシンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前６日間又は食用に供するために搾乳する前48時間
	豚	１日量として体重１kg当たり2.5mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前25日間
フマル酸チアムリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり300ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
フマル酸チアムリンを有効成分とする飲水添加剤	豚	飲水１ｌ当たり60mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
チアムリンを有効成分とする注射剤	豚	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
チアンフェニコールを有効成分とする飼料添加剤	豚（生後４月を超えるものを除く。）	飼料１ｔ当たり200ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり500ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
チアンフェニコールを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり500mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
チアンフェニコールを有効成分とする注射剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
	豚（生後４月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
リン酸チルミコシンを有効成分とする飼料添加剤	牛（生後３月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり25mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前47日間
	豚	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
チルミコシンを有効成分とする注射剤	牛（生後15月を超えるものを除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するためにと殺する前76日間
ツラスロマイシンを有効成分とする注射剤	豚	１日量として体重１kg当たり2.5mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
デコキネートを有効成分とする飼料添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり40ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
テルデカマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり100ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
	鶏	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
塩酸ドキシサイクリンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）以下の量又は１日量として体重１kg当たり12mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）（ふ化後２週間以内の鶏にあっては100ｇ（力価））以下の量又は１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり50mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前20日間
塩酸ドキシサイクリンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり200mg（力価）以下の量又は１日量として体重１kg当たり24mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
トビシリンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり100,000単位以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前４日間